

特記仕様書

業務名 榎原公苑測量業務委託（Aエリア）
委託番号 ス振第11-1号
業務場所 榎原市畝傍町50番外

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、下記によるものとする。

「測量業務共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」
（以下、「共通仕様書等」という）によるものとする。

第2条 業務計画書について

請負者は、「共通仕様書等」に基づき契約締結後、速やかに2部提出するものとする。

第3条 電子納品について

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは測量、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン(案)という)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2. 電子成果品は、「ガイドライン(案)」に基づき作成する。
尚、ガイドライン(案)に記載がない項目については、調査（監督）職員と協議のうえ、決定するものとする。

3. 電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R)を3部(正・副・控)提出する。
尚、電子成果品によらないものは、従来どおり、紙で納品する。

4. 最終成果の提出の場合には、市販のチェックソフトや電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出する。

第4条 成果品の提出について

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとしてCD-Rに納め3部(正、副、控)提出するとともに製本版2部{報告書(報告書(ファイル綴じ)及び焼図面各一部(A3縮小版A1版)}を納品する。

第5条 土地への立ち入り等に必要な身分証明書発行について(共通仕様書「IV-1-6」)

身分証明書の発注対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。また、土地立ち入りの際には必ず携帯し、関係者等より請求を受けた場合これを提示すること。

身分証明書の右上に顔写真を貼り、身分証明書を作成すること。また黄色の腕章を作成し、土地立ち入りの際には必ず携帯すること。

第6条 打ち合わせ等

業務における打ち合わせは、業務着手時、中間打ち合わせ5回、成果品納入時の計7回を行うものとする。

ただし、中間打ち合わせは、監督職員と協議上、打ち合わせ回数を変更できるものとする。打ち合わせ回数の変更による当初契約の設計協議の変更は行わないものとする。

第7条 その他 特記事項

1. 打合せについて、当初打合せ、成果品納入時には、主任技術者が立会うものとする。
2. 調査結果は、随時調査職員へ報告すると共に、調査職員の指示があれば整理し報告すること。
3. 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
4. 業務内容の進捗状況について適宜監督員に報告すること。
5. 業務開始に当たっては、契約後速やかに業務スケジュールを提出すること。
6. 当該業務と平行して測量業務等を実施するため、密に連携を取り、現地作業及び業務成果については相互協力をし業務を遂行するものとする。